

宿泊約款

第1条(適用範囲)

1 株式会社スノーピーク（以下「当社」という。）が運営する FIELD SUITE SPA HEADQUARTERS の宿泊施設（以下「当宿泊施設」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款（以下「本約款」という。）の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当宿泊施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条(宿泊契約の申込み)

1 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊客名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

- 1 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、本約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次の①から③に該当すると認められるとき。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ③法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 泥酔者等で他の宿泊客に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき(新潟県旅館業法施行条例第5条の規定に基づく)。

第6条(宿泊客の契約解除権)

- 1 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当宿泊施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後18時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当宿泊施設の契約解除権)

1 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次の①から③に該当すると認められるとき。

①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

③法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(6) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条(宿泊の登録)

1 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日(パスポートの呈示・コピーを取得させていただきますのであらかじめご了承ください。)

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条(客室の使用時間)

宿泊客が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝11時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第10条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて当宿泊施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条(営業時間)

1 当宿泊施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロントサービス時間 : 7時から22時まで

(2) ショップサービス時間 : 10時から21時まで

(3) 飲食サービス時間

① 1階 Restaurant 雪峰 : 11時30分から15時まで、17時30分から21時まで

② B1階 Snow Peak Eat : 11時から21時まで

(4) 温浴施設利用可能時間 : 7時から9時まで、10時から22時まで

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条(料金の支払い)

1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当宿泊施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当宿泊施設の責任)

当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

当宿泊施設は、万一の火災等に対処するため、保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

当宿泊施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がある場合を除き、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿泊施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は30万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当宿泊施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当宿泊施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当宿泊施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

第16条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品については発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届け、その他の物品については1ヶ月経過後に処分いたします。ただし、飲食物・雑誌類、たばこ及び衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品は、即日処分いたします。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条(駐車場の責任)

宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第19条(本約款の変更)

1 当社は、当社の裁量により本約款を変更することができます。最新の情報は、当社WEBサイトにて公表しております。

2 変更された本約款の内容について、変更後に宿泊客が当宿泊施設を利用した場合には、当該宿泊客は変更された内容に同意したものとみなします。

3 前項にかかわらず、本約款の変更前に成立した宿泊契約については、変更前の規定が適

用されるものとしします。

第 20 条(準拠法・合意管轄)

- 1 本約款の解釈及び効力は日本法に準拠します。
- 2 宿泊客と当社は、本約款に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2025 年 3 月 4 日 改定

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

内 訳

宿泊客が支払うべき総額

宿泊料金

- ① 基本宿泊料(室料又は室料+朝食等の飲食料)
- ② オプション料金(エキストラベッドの設置等)

追加料金

- ③ 追加飲食(①に含まれるものを除く)
- ④ その他の利用料金

税金

- ⑤ 消費税
- ⑥ 入湯税

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

解約申出日	違約金の比率
8～14日前	20%
2～7日前	50%
前日	80%
当日	100%
無申告	100%

備考 1.違約金の比率は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

Terms and Conditions of Accommodation

Article 1 (Scope of Application)

1.1 Snow Peak, Inc., (hereinafter referred to as the "Company") FIELD SUITE SPA HEADQUARTERS Accommodation (hereinafter referred to as the "Accommodation"). The Accommodation contract and related contracts concluded between the Guest and the Guest shall be governed by the Terms and Conditions (hereinafter referred to as the "Terms and Conditions"). Matters not stipulated in these Terms and Conditions shall be in accordance with laws and regulations or generally established customs.

1.2. In the event that the Accommodation has entered into a special contract to the extent that it does not violate laws and regulations and customs, the special contract shall take precedence notwithstanding the provisions of the preceding paragraph.

Article 2 (Application for Accommodation Contract)

2.11. A person who intends to apply for an Accommodation contract with this Accommodation shall notify the Accommodation of the following matters.

- (1) Name of the Guest
- (2) The day of the stay and the time of the stay
- (3) Accommodation charges (in principle, based on the Basic Accommodation Charges listed in Attached Table 1)
- (4) Other matters deemed necessary by the Accommodation

2.2. In the event that the Guest requests, during his/her stay, to extend his/her stay beyond the date set forth in Item(2) of the preceding Paragraph, the Accommodation shall treat it as an application for a new Accommodation contract at the time such request is made.

Article 3 (Establishment of Subo Deed, etc.)

3.1. The Accommodation contract shall be deemed to have been concluded when the Accommodation accepts the application set forth in the preceding article. However, this shall not apply when it is proved that the Accommodation has not consented.

3.2. When an Accommodation contract has been concluded in accordance with the provisions of the preceding paragraph, the Accommodation is required to pay an application fee determined by the Accommodation up to the basic Accommodation charges for the entire period of stay (3 days if the period of stay exceeds 3 days) by the date specified by the Accommodation.

3.3. An application fee shall first be used for the Accommodation Charges to be paid by the Guest, and in the event that the provisions of Article 6 and Article 18 apply, an application fee shall be applied in the order of the cancellation charges and then the reparations, and the

remainder, if any, shall be refunded at the time of payment of the Accommodation Charges prescribed in Article 12.

3.4. If the Accommodation fails to pay the application fee set forth in Paragraph 2 by the date specified by the Accommodation in accordance with the provisions of the same paragraph, the Accommodation Contract shall become invalid. However, this shall apply only if the Guest has been notified to that effect when specifying the due date for payment of an application fee.

Article 4 (Special Contract Not Requiring Payment of Application Fee)

4.1. Notwithstanding the provisions of Paragraph 2 of the preceding Article, the Accommodation may accept a special contract that does not require the payment of the application fee set forth in the same paragraph after the conclusion of the contract.

4.2. In the event that the Accommodation does not request the payment of the application fee as set forth in Paragraph 2 of the preceding Article or does not specify the payment date of the application fee when accepting the application for an Accommodation Contract, it shall be treated as having accepted the special contract set forth in the preceding paragraph.

Article 5 (Refusal of Accommodation Deed)

5.1. The Accommodation may not accept the conclusion of an Accommodation Contract in the following cases.

(1) When the application for Accommodation does not comply with the Terms and Conditions.

(2) When there is no room available due to full occupancy.

(3) When it is deemed that the person seeking Accommodation is likely to conduct himself or herself in a manner that will contravene the provisions of laws and regulations, public order or good morals in regard to his/her Accommodation;

(4) When the person seeking Accommodation is deemed to fall under any of the following ① to ③:

① Organized crime group stipulated in Article 2.2 of the Act on Prevention of Unjust Acts by Organized Crime Group Members (Act No. 77 of 1991) (hereinafter referred to as "organized crime group"). Organized crime group members stipulated in Article 2.6 of the same Article (hereinafter referred to as "organized crime group members"). Associate members of organized crime group, people related to organized crime group, and other antisocial forces

② When an organized crime group or a member of an organized crime groups is a corporation or other organization that controls business activities.

③ A corporation whose officers fall under the category of members of an organized crime

group

(5) When the person seeking Accommodation can be clearly recognized as carrying an infectious disease;

(6) When a violent demand is made or an unreasonable burden is demanded in relation to the Accommodation;

(7) When the Accommodation is unable to provide Accommodation due to a natural disaster, malfunction of the facilities, or other unavoidable reasons.

(8) When it is recognized that there is a risk of causing significant inconvenience to other guests due to drunkenness, etc. (based on the provisions of Article 5 of the Niigata Prefecture Accommodation Business Law Enforcement Ordinance).

Article 6 (Guest's Right to Cancel Contract)

6.1. The Guest may cancel the Accommodation Contract by notifying the Accommodation.

6.2. In the event that the Guest has cancelled all or part of the Accommodation Contract due to reasons attributable to the Guest (except in the case where the Accommodation has requested payment of the application fee by specifying the due date for payment pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 3 and the Guest has cancelled the Accommodation Contract before the payment). A penalty will be charged in accordance with the items listed in Attached Table 2.

6.3. In the event that the Guest does not arrive by 18:00 p.m. on the Accommodation date (or after the time of arrival if the expected time of arrival has been specified in advance) without prior notice, the Accommodation may regard the Accommodation Contract as having been cancelled by the Guest.

Article 7 (Right to Cancel Contract of Accommodation)

7.1. The Accommodation may cancel the Accommodation Contract in the following cases.

(1) When it is recognized that the Guest is likely to conduct himself or herself in a manner that will contravene the provisions of laws and regulations, public order or good morals in relation to his/her Accommodation;

(2) When the Guest is deemed to fall under any of the following ① to ③:

① Organized crime group, organized crime group members, associate members of organized crime group, organized crime group members, and other antisocial forces

② When an organized crime group or organized crime group members is a corporation or other organization that controls business activities.

③ A corporation whose officers fall under the category of organized crime group members

(3) When the Guest can be clearly detected as carrying an infectious disease;

(4) When a violent demand is made or an unreasonable burden is demanded in relation to the

Accommodation;

(5) When the Accommodation is unable to provide Accommodation due to reasons caused by force majeure such as natural disasters.

(6) When the Guest behaves in a manner that causes significant inconvenience to other guests;

(7) When smoking in bed, mischief with firefighting equipment, etc., or other prohibited matters in the rules of use established by this Accommodation are not followed.

7.2. In the event that the Accommodation cancels the Accommodation Contract in accordance with the provisions of the preceding paragraph, the Guest shall not be charged for Accommodation services that the Guest has not yet received.

Article 8 (Registration of Accommodation)

8.1. The Guest shall register the following items at the front desk of the Accommodation on the day of Accommodation.

(1) The name, year, gender, address, and occupation of the hostel

(2) In the case of foreign nationals, nationality, passport number, port and date of entry into Japan (we will need to obtain a presentation/copy of the passport in advance).;

(3) The day of departure and scheduled departure time

(4) Other matters deemed necessary by the Accommodation

8.2. In the event that the Guest intends to pay his/her Accommodation Charges prescribed in Article 12 by any means other than Japanese currency, such as coupons or credit cards, these credentials shall be shown in advance at the time of the registration prescribed in the preceding Paragraph.

Article 9 (Occupancy Hours of Guest Rooms)

9.1. The Guest may occupy the Guest room of the Accommodation from 15 p.m. to 11 a.m. the following morning. However, in the case where the Guest is accommodated consecutively, the Guest may occupy the room all day long, except for the days of arrival and departure.

Article 10 (Compliance with the Terms of Use)

10.1. The Guest are required to comply with the rules of use established by the Accommodation and posted in the Accommodation.

Article 11 (Business Hours)

11.1. The business hours of the main facilities of this Accommodation are as follows, and the detailed business hours of other facilities will be announced in the pamphlets provided, notices in various places, service directories in the Guest rooms, etc.

- (1) Reception service hours : 7:00 AM to 10:00 PM
- (2) Shop service hours : 10:00 AM to 9:00 PM
- (3) Food and beverage service hours
 - ①Restaurant Seppo(1st Floor) : 11:30 AM to 3:00 PM, 5:30 PM to 9:00 PM
 - ②Snow Peak Eat(B1 Floor) : 11:00 AM to 9:00 PM
- (4) Onsen available hours : 7:00 AM to 9:00 AM, 10:00 AM to 10:00 PM

11.2. The hours set forth in the preceding paragraph may be changed temporarily if necessary or unavoidable. In that case, we will notify you by an appropriate method.

Article 12 (Payment of Accommodation Charges)

12.1. The breakdown of the Accommodation Charges, etc. to be paid by the Guest shall be as listed in Attached Table No. 1.

12.2. Payment of the Accommodation Charges, etc. set forth in the preceding Paragraph shall be made at the front desk at the time of the Guest's departure or at the time of request by the Accommodation by any alternative method such as currency or Accommodation vouchers or credit cards accepted by the Accommodation.

12.3. Even if the Guest does not voluntarily stay at the Accommodation after the Accommodation has provided the Guest with a room and made it available for use, the Accommodation Charges shall be charged.

Article 13 (Responsibility of the Accommodation)

13.1. The Accommodation shall compensate the Guest for any damage caused to the Guest in the performance of the Accommodation Contract and related contracts, or due to the non-performance thereof. However, this does not apply when it is not due to reasons attributable to the Accommodation.

The Accommodation is insured in case of fire.

Article 14 (Handling when the contracted room cannot be provided)

14.1. In the event that the Accommodation is unable to provide the contracted room to the Guest, the Accommodation shall not pay the compensation fee, unless there is a reason attributable to the Accommodation.

Article 15 (Handling of Deposited Items, etc.)

15.1. In the event of loss, breakage, or other damage to goods, cash or valuables deposited by the Guest at the front desk, the Accommodation shall compensate for the damage, except in the case of force majeure. However, in the case of cash and valuables, if the Accommodation requests a declaration of the type and value thereof, and the Guest fails to do so, the

Accommodation shall compensate for the damage up to a maximum of 300,000 yen.

15.2. In the event of loss, breakage, or other damage caused by the intention or negligence of the Accommodation with respect to goods, cash or valuables brought into the Accommodation by the Guest but not deposited at the front desk, the Accommodation shall compensate for the damage. However, in the case of items for which the type and value of the item have not been clearly stated in advance by the Guest, the Accommodation shall compensate for the damage up to a maximum of 300,000 yen, except in cases of willful misconduct or gross negligence on the part of the Accommodation.

Article 16 (Storage of Baggage or Personal Belongings of the Guest)

16.1. In the event that the Guest's baggage arrives at the Accommodation prior to his/her stay, the Guest's baggage shall be responsibly stored and handed over to the Guest at the time of check-in at the front desk only if the Accommodation has agreed to do so prior to his/her arrival.

16.2. After a Guest checks out, if their baggage or personal belongings are found to have been left behind at the Accommodation, the Accommodation shall contact the owner upon identification and request instructions. In cases where no instructions are provided by the owner or the owner cannot be identified, valuables shall be kept for 7 days including the date of discovery and then delivered to the nearest police station, while other items shall be disposed of after one month has passed. However, perishable items, magazines, tobacco products, items that may compromise hygiene, and other items deemed as waste shall be disposed of immediately.

16.3. The responsibility of the Accommodation for the custody of the Guest's baggage or belongings in the case of the preceding two paragraphs shall be in accordance with the provisions of Paragraph 1 of the preceding Article in the case of Paragraph 1, and with the provisions of Paragraph 2 of the same Article in the case of the preceding Paragraph.

Article 17 (Responsibility for Parking)

17.1. When the Guest uses the parking lot of the Accommodation, regardless of whether or not the key of the vehicle is deposited, the Accommodation shall only lend the space and shall not be responsible for the management of the vehicle. However, in the event that damage is caused by intention or negligence on the part of the Accommodation in the management of the parking lot, the Accommodation will be liable for compensation.

Article 18 (Responsibility of the Guest)

18.1. In the event that the Accommodation suffers damage due to the intention or negligence of the Guest, the Guest shall compensate the Accommodation for the damage.

Article 19 (Modification of these Terms and Conditions)

19.1. The Company reserves the right to change these Terms and Conditions at its discretion. The latest information is available on the Company's website.

19.2. If a guest uses the Accommodation facility after the Terms and Conditions have been amended, it shall be deemed that the guest has agreed to the amended terms.

19.3. Notwithstanding the preceding paragraph, the Terms and Conditions in effect before the amendment shall apply to Accommodation contracts formed before the amendment.

Article 20 (Quasi-Jurisdiction)

20.1. The interpretation and validity of these Terms and Conditions shall be governed by the laws of Japan.

20.2. In the event of a judicial dispute arising out of or in connection with these Terms and Conditions, the Guest and the Company agree that the Tokyo District Court shall have exclusive jurisdiction as the court of first instance.

Revised as of March 4th, 2025

Attached Table 1 Accommodation Charges, etc. (Article 2.1 and Article 12.1)

Breakdown

Total amount payable by the Guest

Accommodation Charges

- ① Basic Accommodation charges (room charge or room charge + morning food and other food charge)
- ② Optional charges (installation of extra beds, etc.)

Surcharge

- ③ Additional food and beverages (excluding those included in ①)
- ④ Other Usage charges

tax

- ⑤ consumption tax
- ⑥ Bathing tax

Attached Table 2 Penalty (Article 6.2)

Date of Cancellation Request	Penalty Ratio
8~14 days ago	20%
2~7 days ago	50%
Day	80%
Day	100%
Undeclared	100%

remarks 1. The ratio of the penalty is the ratio of the cancellation charge to the Basic Accommodation charges.

FIELD SUITE SPA HEADQUARTERS 利用規約

株式会社スノーピーク（以下「当社」という。）が運営する FIELD SUITE SPA HEADQUARTERS（以下「本施設」という。）を安心してご利用いただけるよう利用規約（以下「本規約」という。）を以下のとおり定めます。

第1章 本施設全般

第1条（本施設のご利用に関して）

次に掲げる場合において、本施設でのご利用（ご利用に際してのご予約）をお断りいたします。また、ご予約後において、その事実が判明した場合は、ご予約を解除させていただきます。

- 1 ご利用されるお客様に次の事由に該当する者がいる場合。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力
 - ② 暴力団、又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- 2 当社若しくは従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的行為を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を他の施設で行ったと認められるとき。
- 3 ご利用されるお客様が他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 4 ご利用されるお客様が明らかに伝染病にかかっている場合、若しくはその他、感染により罹患する恐れのある疾病にかかっている、又はかかっている恐れがある場合。
- 5 ご予約の内容がお申し込み時と異なり、明らかな虚偽の申請をしたとき。
- 6 本規約に違反したとき（違反する恐れがあると当社が判断した場合を含む）。
- 7 満員又は入場制限により余裕がないとき（ご予約がある場合はこの限りでない）。
- 8 天災、本施設の故障、その他やむを得ない事由によりご利用いただけないとき。
- 9 その他前各項に準ずる事由が発生した場合。

第2条 (禁止事項)

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮ください。

- 1 犬、猫、小鳥、その他愛玩動物・家畜類等の持ち込み（補助犬は除く）。
- 2 発火性又は引火性の物品等、危険物の持ち込み。
- 3 鉄砲、刀剣類の持ち込み。
- 4 悪臭を発生するものの持ち込み。
- 5 ベビーカー・車いす・歩行補助器等を除く乗り物類の乗り入れ（ローラー付シューズ、キックボード、ローラーブレードなど含む）。
- 6 本施設に無断でのビラ配布・集会・演説行為。
- 7 本施設に無断での物品等の販売及び陳列。
- 8 本施設に無断での商業目的の撮影。
- 9 本施設が指定した場所以外での喫煙。
- 10 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- 11 本施設内の備品等の移動。
- 12 法令、条例で禁じられている行為。
- 13 その他前各項に準ずる行為及び本施設・その関連施設の運営の妨げとなる一切の行為。

第3条 (本施設の駐車場のご利用に関して)

- 1 駐車場構内では、当社スタッフの誘導及び指示に従っていただきます。
- 2 駐車中の車内に貴重品及びその他の品物を留置しないでください。駐車中における紛失、盗難、駐車場構内における事故等については、本施設はその責任を負いかねます。
- 3 各宿泊施設の玄関における駐車はご遠慮いただいております。駐車場をご利用ください。
- 4 当社スタッフによる車の代行移動（バレーサービス）は、お断りいたします。

第4条 (インターネット通信のご利用について)

- 1 インターネット通信のご利用にあたり、必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する機器類の準備、接続及び設定等については、お客様の自己責任にて行うものといたします。したがって、ご利用にあたっての当社スタッフによる助言についても、その判断はお客様の自己責任とし、本施設は責任を負いません。
- 2 インターネット回線を利用したメールの送受信は、お客様のご契約先のプロバイダーによりご利用いただけない場合がございます。
- 3 本施設からインターネット通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。インターネット通信のご利用により、お客様に損害が生じた場合でも、本施設に過失がある場合を除き、本施設は責任

を負いかねますので、あらかじめご利用の端末にウイルス対策や不正アクセス対策等のセキュリティ対策を講じることをお勧めいたします。

- 4 インターネット通信設備の管理にあたりましては留意しておりますが、やむを得ず、異常、故障又は障害が発生した場合は、本施設は早急に復旧に努め、それ以上の責任を負わないものといたしますので、お客様のデータ、通信途絶による損害については十分にご注意ください。
- 5 インターネット通信のご利用にあたりましては、以下の行為を禁止し、違反があった場合は利用の停止し、本施設及び第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。
 - ① 第三者又は本施設の知的財産権を侵害する行為。
 - ② 第三者又は本施設の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為。
 - ③ 他の通信を妨げるような大量なデータ送受信等の使用行為及び本施設又は第三者が管理するサーバー等の設備の運営を妨げる行為。
 - ④ 無断で第三者に広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
 - ⑤ コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
 - ⑥ 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者又は本施設に不利益を与える行為。
 - ⑦ その他本施設が不適切と判断する行為。

第5条（損害賠償）

- 1 お客様が本施設をご利用の際に、床・壁・天井・什器類等を汚損、損傷、破損した場合には、その損害の程度によりお客様に損害を賠償していただきます。
- 2 本施設をご利用のお客様に対し、本施設の業務上過失により、衣服の汚損あるいは負傷・損害を与えた場合には、その損害の程度に応じて洗濯代金あるいは損害の補填をさせていただきます。但し、これらの状況が生じた場合には、その場で申し出た場合に限り賠償の対象とさせていただきます。

第6条（本規約の変更）

- 1 当社は、当社の裁量により本規約を変更することができます。
- 2 当社は、本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当社 WEB サイトへの掲載その他の適切な方法により、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び効力発生日を周知するものとします。
- 3 法令上の理由による本規約の変更、又は変更後の約款に関してお客様の同意を得た場合については直ちに効力を生ずるものとします。
- 4 変更された本規約に同意されないお客様は、本施設の利用を停止して頂きますようお願いいたします。

第7条（準拠法・合意管轄）

- 1 本規約の解釈及び効力は日本法に準拠します。
- 2 お客様と当社は、本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第2章 宿泊施設

第8条（客室のご利用について）

本施設の宿泊施設をご利用にあたって、次に掲げる各項目につきましては、遵守していただきますようお願いいたします。

- 1 ご在室中や特にご就寝の際は、必ず内鍵とドアガードをおかけください。
- 2 ドアをロックされた時は、ドアガードをかけたままドアを開ける等してご確認ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉なさらずにフロントカウンターまでご連絡ください。
- 3 客室内及び客室前では、本施設の許可なく火気、キャンドル等をご利用にならないでください。また、客室内での調理は固くお断りいたします（炊事用設備のある客室は除く）。フロント前の焚火ラウンジと向かいのキャンプ場でキャンプ場のルールに沿った火のご利用ができます。
- 4 ランプシェードに衣類を掛けたり、洗濯物などを干したりしないでください。
- 5 本施設の許可なく客室を営業行為（展示会・その他）等ご宿泊以外の目的にご利用なされないでください。
- 6 本施設の許可なく客室内の備品を移動し、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なされないでください。万一備品の紛失、破損等があった際にはその実費を弁償いただくことがあります。客室内の小物、備品は客室外に持ち出さないでください。また本施設の外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。
- 7 夜間のご訪問客とのご面会はロビーでお願い致します。
- 8 長期の宿泊契約により賃借権、居住権等借家法その他居住に関する法律上の権利は発生するものではありません。
- 9 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- 10 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。
- 11 ペットを連れてのご宿泊はお断りさせていただいております。

第9条（客室の鍵について）

- 1 ご滞在中の客室からおでかけの際は、客室の鍵を必ずお持ちになり、施錠をご確認ください。
- 2 本施設内のレストラン、ショップ等をご署名によってご利用なさる場合は客室の鍵をご提示ください。

- 3 客室の鍵は、ご出発の時必ずフロントへご返却ください。
- 4 客室の鍵は厳重に管理してください。紛失・破損等された場合は、速やかにフロントへお知らせください。またこの場合、相当額を弁償していただくことがあります。

第 10 条（お支払等について）

- 1 お会計はご出発の際にフロントでお願いいたします。また、ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合がございます。その都度お支払いをお願いいたします。なお、本施設が請求してもお支払いがない場合は、客室を明け渡していただく場合があります。
- 2 ご利用代金のお支払いは、現金又は宿泊券、クレジットカード及び本施設の認めたものとさせていただきます。手形、小切手はお断りいたします。
- 3 お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。

第 11 条（貴重品、お預かり品について）

- 1 美術品、骨董品、毛皮等の品物はお預かりいたしません。
- 2 金庫内の物品の紛失等については本施設が責任を負わない場合がございます。
- 3 フロントカウンター及びクロークでは現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどはお預かりいたしません。万一上記場所において現金、貴重品、有価証券、腐敗あるいは破損しやすいものなどの紛失、盗難等が発生した場合、あるいは変質が生じた場合には本施設ではその責任を負わない場合がございます。
- 4 本施設がお客様よりお預かりした品の引き渡しについては、引換証をお持ちいただいた方にのみお渡しいたします。引換証を紛失、盗難等原因の如何を問わずお失くしになった結果生じた損害につきましては、本施設が責任を負いません。また、引き渡し後の品の紛失等については本施設が責任を負いません。
- 5 お預かり品の保管期間は、特にご指定のない限り下記の通りとさせていただきます。保管期間を経過したお預り品は、お引き取りの意思がないものとして処理いたします。また、当該処理によって生じた損害につきましては、本施設は責任を負いません。

保管場所	保管期間
クローク	1ヶ月
フロントにおける宿泊及び外来のお客様のお預り品	1ヶ月

第 12 条（客室内浴室のご利用について）

- 1 客室内浴室にて髪染め行為や漂白剤等の使用はなさないでください。
- 2 入浴の際、必ず浴室のドアをお閉め下さい。入浴の際発生する湯気が原因で火災報知機が誤作動する場合がございます。

第3章 焚火体験

第13条 (焚火体験について)

- 1 本施設内において提供している焚火体験は、皆さまの自己責任の中でお楽しみください。
- 2 衣類に焚火の匂いがつきますので、ご自身の判断のもと、お楽しみください。洗濯した場合でも、焚火の匂いが残る場合がございます。
- 3 焚き木が爆ぜ、火の粉が衣類や肌に付着する場合がございますのでご注意ください。
- 4 衣類や所持物等の穴あき、火傷等の責任は一切お受け致しません。
- 5 薪をくべる量にご注意いただき、薪のくべ過ぎによる火柱を高く上げたり焚き木が崩れる行為などは一切行わないでください。
- 6 薪以外は焚火台にくべないでください。
- 7 喫煙、泥酔、酩酊状態での焚火はおやめください。また、周りの方への迷惑行為はおやめください。当該行為により生じ損害等について、当社は負担、保証などの責任は一切受けかねますので、予めご了承ください。

第4章 温浴施設

第14条 (温浴施設のご利用における禁止事項)

本施設の温浴施設(以下「本温浴施設」という。)のご利用にあたって、次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮ください。入館後判明した場合は退館していただき、それに伴う返金・補償はいたしません。

- 1 暴力団関係者・反社会勢力の方のご入館を固くお断りいたします。
- 2 入れ墨・タトゥーがある方入浴ご利用は固くお断りいたします。
- 3 泥酔の方、皮膚疾患・伝染病の恐れのある方、体調不良の方、生理の方などのご利用。
- 4 入浴、トイレなどがお一人で確実に行えない方のご利用。
- 5 ペット同伴でのご利用。
- 6 脱衣所・浴場内・サウナ室・外気浴エリア等本施設が認めていない場所でのカメラ・携帯電話による撮影。
- 7 喫煙 (喫煙は所定の喫煙所をお願いいたします。)
- 8 お子様のご利用について
 - ① 12歳以下のお子様のみのご入浴はお断りしております。必ず保護者同伴でのご利用をお願いいたします。
 - ② 6歳以上のお子様の混浴はお断りします。
 - ③ 安全上の理由から、12歳以下のお子様のサウナ室・水風呂のご利用はできません。
- 9 その他、他のお客様のご迷惑になる行為は一切禁止いたします。

第 15 条 (温浴施設のご利用における注意事項)

- 1 本施設が定めて、本温浴施設内に掲示した利用マナーに従ってご利用いただきますようお願いいたします。
- 2 お子様からは目を離さないようご注意ください。
- 3 ご滞在中の貴重品の管理はお客様の自己管理をお願いいたします。貴重品の紛失、盗難については一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 4 館外へのレンタルタオル・ロッカーキーのお持ち出しはできません。破損・紛失された場合は、5,000 円(非課税)を申し受けます。

第 5 章 お食事施設

第 16 条 (お食事施設のご利用における禁止事項)

本施設内の Restaurant 雪峰及び Snow Peak Eat (以下合わせて「本レストラン」という。)のご利用にあたって、次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮ください。

- 1 飲食品類の持ち込み(本施設が許可した場合を除く)。
- 2 テイクアウト商品以外の食品の持ち帰り。
- 3 携帯電話等における長時間の通話。
- 4 20 歳未満の方及び車を運転される方のアルコール摂取(ご注文時にご年齢等を確認させて頂く場合がございます)。
- 5 その他前各項に準ずる行為。

第 17 条 (ご予約のキャンセル料について)

お客様のご都合によりご予約の取消や人数の変更をなさる場合(人数の減少によるご予約の一部取消を含む)、又はお客様のご都合により第 1 条に該当したことでご予約が解除された場合には下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

キャンセル日	キャンセル料(お一人様あたり)
ご利用の前日	ご予約料金の 80%
ご利用当日及びご連絡がない場合	ご予約料金の 100%

第 18 条 (免責事項)

次の項目に該当する場合、本施設はその責務を免れるものといたします。

- 1 食物アレルギー、宗教上の禁忌食材等に関する事前のお申し出が無く、当レストランが提供した商品で生じたお客様の損害。
- 2 季節、天候、仕入れ等の都合による料理内容や器などの変更。
- 3 お客様の荷物類の盗難、紛失。